

平成25年度第1回清須市農業委員会議事録

召集年月日 平成25年4月22日(月) 午後2時

召集場所 清須市役所本庁舎3階 大会議室

開 会 平成25年4月22日(月) 午後2時

出席委員 19名

- | | | | |
|----------|----------|-----------|----------|
| 1. 渡辺秋郷 | 2. 大橋 浩 | 3. 石田紀興 | 4. 早川勝義 |
| 5. 浅井尊弘 | 6. 安田武雄 | 7. 瀬尾久善 | 8. 浅野佳伸 |
| 9. 成瀬恒雄 | 10. 三宅正恭 | 11. 日下部錠一 | 12. 石黒鉦俊 |
| 13. 川崎良一 | 14. 小崎 進 | 15. 小崎崇徳 | 16. 星野國雄 |
| 17. 加藤頌茲 | 18. 星野 満 | 19. 櫻井紀彦 | |

欠席委員 0名

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 寺井秀樹

主 事 島津行康・山田悠二・安藤敏秀・澤田政輝

- 議事日程
1. 開会のことば
 2. 農地転用等について
 3. その他

事務局 只今より平成25年度第1回清須市農業委員会を開催させていただきます。最初に会長より開会のことばをお願いします。

会 長 こんにちは。
満開だった桜も散り始め、陽気もよくなってきましたが、まだまだ朝と夕の気温差があります。委員各位には、体調管理に十分注意していただきたいと思えます。
さて、本日は、平成25年度の最初の農業委員会となります。委員の皆さんのご協力をいただきますようお願いいたします。
では、改めましてただいまから、平成25年度第1回清須市農業委員会を開催いたします。

会 長 本日の出席議員は19名で、定足数に達していることをご報告いたします。
次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、2番 大橋 浩 委員と12番 石黒 鉦俊 委員をお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ありがとうございます。それでは、本日の議事日程(2)農地転用等について進みます。

会 長 **【議案第1号】**
・農地法第3条による許可申請について・・・・・・1件

【議案第2号】

・農地法第5条による許可申請について・・・・・・・・・・1件

【議案第3号】

・農業委員会の適正な事務実施について

【議案第4号】

「清須の農業の振興に関する計画」の変更について

以上、4議案について審議したいと思います。

まず、【議案第1号】農地法第3条による許可申請についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、会長。

【議案第1号】農地法第3条について説明します。

受付番号1番 寺野●●●●●番 登記、現況とも田 面積 428㎡、寺野●●●●●番 登記、現況とも田 面積792㎡、寺野●●●●●番 登記、現況とも田 面積428㎡、について、使用貸人は●●●●●さん及び●●●●●さん 使用借人を●● ●●さん とした使用貸借権設定です。

使用貸人の●●さんは、高齢化し、耕作を継続することが難しくなってきたこと、一方、●●さんは清洲●●、●●で466㎡、●●市内で991㎡、合わせて1,457㎡の農地を耕作しておられ、今回、使用貸借権設定で、1,648㎡の田を借り受け、営農規模を拡大したいとしての申請です。以上です。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件について、ご質問、ご意見等があればお伺いいたします。この案件の地元は私ですが、●●さんは耕作ができない状況ですので、農業をやっただけに借りていただくのは、地元としては異議ありません。他に何かご意見等ありませんか。

会長 なければ、この案件について、当農業委員会として異論なしとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。では、この案件について原案のとおり当農業委員会として承認することといたします。

続きまして【議案第2号】農地法第5条による許可申請を議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局 はい、会長。

【議案第2号】農地法第5条について説明します。それでは、受付番号3番をお願いします。

申請地は、清須市春日●●●●●番、登記、現況とも畑 面積194㎡、譲渡人 ●●●● 様、譲受人 ●●●● 様としました使用貸借権設定に伴う、分家住宅を建築するための農地転用です。申請地は、春日●●●●地区内の市街化調整区域内となります。譲受人 ●●様は、現在、●●市内にありますアパートにて夫、子供の3人にて生活をしていますが、生活用品も増え、狭くなっている状況です。そんな中、祖父が亡くなり、父の相続した土地は、調整区域の農地のみとなりました。また、本家は妹が継ぐことになっており、そこに入ることはできない状況です。こうしたことから、父の相続した土地の中から、実家までの距離、生活環境等を考慮して選定したとのことです。申請のあった土地は、市街化調整区域で、農地法5条第2項第1号口の1並びに施行令第21条に定める転用に関する立地基準によると、当該農地の区分は第3種農地と判断でき、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地であるため、運用通知第2の1の(1)、エー(ア)ーbーbに該当します。また、一般基準についても他法令の許可見込みがある等、特段問題があるとは考えられませんのでよろしくお願いいたします。

以上、説明を終わります。

会 長 はい、ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。この案件について、ご質問、ご意見等があればお伺いいたします。この案件の地元は、加藤委員ですが・・・。

加藤委員 近隣が、もう既に住宅が建っている状況でありますので、支障はないと思います。

会 長 他に何かご意見等ありませんか。

渡辺委員 先ほどの事務局の説明で、使用貸人の名前が議案と異なっていたようですが。

事務局 当該土地は、まだ、相続登記が済んでおらず、登記名義は亡くなられた●●さんのままです。遺産分割協議書によると●●さんが相続される予定ですが、現時点ではまだ登記が済んでおりませんので、亡くなられた●●さんの名前で説明しました。

会 長 質問等がなければ、この案件について、当農業委員会として異論なしとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ありがとうございます。では、この案件について原案のとおり当農業委員会として承認することといたします。

続きまして【議案第3号】「農業委員会の適正な事務実施について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局 はい、会長。

議案第3号をお願いします。「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」、「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」については、平成25年2月の農業委員会で審議いただき、3月1日金曜日から4月1日月曜日までの1か月間、意見徴収をしました。その結果、意見件数は0でしたので、ご報告します。その結果、2月の議案からの変更・追加箇所を申し上げます。

「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」5ページをご覧ください。5地域の農業等からの意見等を「特になし」とし、6地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定を「4の評価の案とおりの」とし、以下同様の項目について、同様の追加をしてあります。

次に、「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」2ページをご覧ください。3地域の農業等からの意見等を「特になし」とし、4地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成25年度の目標及び活動計画を「2の活動計画の案とおりの」とし、以下同様の項目について、同様の追加をしてあります。その他については、2月に提案したものと変更箇所はございませんので改めての説明は省略させていただきますが、今会議で、ご確認をいただきたく、提案したものでございます。よろしく申し上げます。

会 長 はい、ありがとうございます。
以上の件について、何か質問等ありませんか。

会 長 質問等がなければ、この案件について、当農業委員会として異論なしとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ありがとうございます。では、この案件について原案のとおり当農業委員会として承認することといたします。

続きまして【議案第4号】「清須の農業の振興に関する計画」の変更についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

事 務 局 はい、会長。

【議案第4号】「清須の農業の振興に関する計画」の変更について説明します。

この計画は、通称「27号計画」と呼ばれるもので、農用地区域を除外、農地転用をする前に土地改良の規制を解除するというものです。

土地改良事業により整備された農地については、土地改良事業終了後8年間は、原則、農地転用はできないこととなっております。しかし、分家住宅建築の場合等やむをえない事情の場合、該当する市町村がこの計画を策定し、営農に支障のない農地へ誘導することにより、農用地の除外、転用をすることができるようになります。今回提案するのは、その計画で、平成23年8月3日に新規に策定し、今回5回目の更新となっております。中をご覧ください。4枚目までは清須市の現状等を記載してあります。7枚目には、今回、建築予定されている土地を指定して、建築内容等を記載してあります。

春日●●●●●●番、地目 畑、329㎡で所有者は、春日●●●にお住

まいの●●●●さんで、娘さんの分家住宅を建築するとしての計画です。

位置については、2枚ほどさらにめくっていただいて、●●市との境界付近、五条川右岸堤防から30mほど西に行ったところで、隣接する市街化区域から一筆挟んだところにあります。このエリアは、農業振興地域内農用地区域で、平成18年3月25日に土地改良事業が完了しており、平成26年3月31日までは、土地改良の規制がかかっています。

なお、この計画を策定するにあたっては、関係各機関との協議が必要となっています。今後、宮田用土地改良区、西春日井農業協同組合、尾張農林水産事務所と順次協議を行っていくこととなりますのでよろしくお願い致します。

以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。
以上の件について、何か質問等ありませんか。

小崎(崇)委員 私の地元の件でございますが、何ら問題ありません。

会 長 他に質問等がなければ、この案件について、当農業委員会として異論なしとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ありがとうございます。では、この案件について原案のとおり当農業委員会として承認することといたします。

続いて、【報告第1号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出に入ります。順に読み上げますから、地区の担当委員さん、何かありましたらお願い致します。

番号32番、廻間●●●●●●、登記 現況とも畑、面積187㎡ 転用目的は露天駐車場です。

日下部委員 問題ありません。

会 長 番号33番、土田●●●●●●●及び●●、登記 現況とも畑、合計面積330㎡ 転用目的は共同住宅です。

石黒委員 問題ありません。

会 長 番号34番、花水木●●●●●●、登記 現況とも畑、面積397㎡ 転用目的は共同住宅です。

日下部委員 問題ありません。

会 長 番号35番及び番号36番、それぞれ西田中●●●●と●●、何れも登記現況とも田、面積は195㎡と144㎡ 転用目的はともに露天駐車場です。

浅野委員 問題ありません。

会 長 番号37番、西枇杷島町●●●●●●●●●●、登記田 現況雑種地で、面積499㎡ 転用目的は露天駐車場で始末書ありです。

渡辺委員 転用そのものは問題ありませんが、この土地は今年1月の農地パトロールの現地確認を行った際に、生産緑地の斡旋があったのですが、斡旋依頼書を受け取った時点でもう既に埋立てがされてしまっており、生産緑地の指定の解除から農地転用に至るまでの流れが、形骸化されてしまっている案件ですね。もし、今後このような流れがでてくると何の為に転用手続きをとるのが甚だ疑問を感じるのですが、無断転用に対して何らかの対策が必要になるのではないかとはいえますが・・・。

事務局 生産緑地につきましては、所有者の申請を以って指定をしているものでありまして、今回の転用は事後報告的で好ましくない事例ではありますが、すべてがそればかりではないと考えております。生産緑地の申請をしている以上、メリットやデメリットをご承知でやられている話ですので、今回は特異な例であったというふうに考えております。

渡辺委員 ルールを無視しての手続きに対して、全く何らかの手立てが打てないまま、転用に至ったのは問題ではないかなと思います。後日申請できちんと手続きをとったとしても、結果は同じであっては・・・。

加藤委員 今回の件について、本来は市に対して、生産緑地の買取依頼がありまして、結果希望が無かったために、やむをえず事務処理を経ることなく転用してしまうのはしかるべきであるけれども、所有者は買取申請だけ出しておいてそれに対する回答は無かったということでしょうか。

渡辺委員 いえ、今年2月の農業委員会で買取希望を無しで回答をした結果、生産緑地は解除しているのです。

事務局 ただ、今回は生産緑地の指定の解除を待たずに埋め立ててしまっているため、なにか罰則はないのでしょうかということなのですね。

今回の都市計画課の対応としましては、埋立が判明した時点で工事をストップさせまして、供用停止の対応をし、看板の現状復帰を指示したそうです。現実には生産緑地の解除までは使用はしなかったようですけれども、解除後の転用届出が申請されたということです。ただ、看板は新品に戻ったわけではなく折れた状態であったそうです。

渡辺委員 看板は、引き抜かれたままで隅に放置されている状況でありまして、埋立工事自体は、都市計画課の対応によりストップしたものの、ほぼ工事完了に近かったので解除前に供用を開始しています。

事務局 生産緑地につきましては、納税猶予のように指示が守られなかった場合に税金を遡って納付しなければならないというような罰則はございませんので、いかんともしがたいようには思っております。

会 長 ありがとうございます。それでは、(3)その他についてに移ります。事務局より何かありますか。

事 務 局 はい、会長。その他としまして事務局から連絡申し上げます。
今月の4月30日(火)午後2時から水田農業構造改革による生産調整に関する会議を開催しますので出席をお願いします。

お手元の封筒に、農業委員活動記録簿がございますので、また今年1年のご提出をお願いします。

続いて、農業用水の通水日程につきまして、宮田用水パイプラインは4月25日(木)、山西用水苗田の通水は5月3日(金)となります。下之郷立切につきましては、6月10日(月)午前9時に閉鎖されます。それに伴い、朝日用水は6月12日(水)の開放となります。下之郷用水路のパイプラインについては、日・月・火は春日地区、水・木は清洲地区、金・土は新川地区というように割り振りがされていますが、萱津立切は撤去されておりますので、水を有効に活用していただき、できる限り用水を下流へ流していただくよう、ご協力よろしくをお願いします。田植用水の日程表につきましては、特に春日地区が該当しますが、今回は入りの日とパイプラインの回栓日時をずらしましたので、取り合いにならないようお願いいたします。

以上です。

会 長 はい、どうもご苦労様でした。
他に、何かご意見等がありますか。
なければ、次回の開催について確認します。
平成25年5月20日、月曜日、午後2時から、場所は清須市役所本庁舎3階大会議室にて開催予定ですのでよろしくをお願いします。
以上で、平成25年度第1回農業委員会を閉会します。本日はご苦労様でした。

—終了時刻午後2時40分—

会 長 _____

2番委員 _____

12番委員 _____